

様式第5（第13条第2項関係）

「電子署名法認定認証業務」若しくは「Accredited under e-Signature Law (Japan)」又は



若しくは



- 注1 認定に係らない業務を認定に係る業務と誤認されるおそれがないように表示を付すること。
2 色彩は、適宜とする。